

# 公益財団法人講道館定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人講道館(以下「本財団」という。)と称し、英文表記はKodokan Judo Institute とする。

### (事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都文京区に置く。  
2 本財団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本財団は、講道館柔道(以下単に「柔道」という。)を指導研究教授してその普及振興を図り、以て国民就中青少年の心身鍛錬に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年を対象とする学校講道館の運営
- (2) 小中高等学校等の柔道指導者による青少年の健全育成に関する協議会の開催
- (3) 柔道による青少年の健全育成に関する実践報告会及び研究会の開催
- (4) 柔道による青少年の健全育成に関する国内外諸団体との連絡資料交換及び交流
- (5) 講道館道場における柔道の指導教授
- (6) 柔道に関する講習会の開催
- (7) 柔道に関する調査研究
- (8) 柔道の国際大会及び国内大会の開催
- (9) 柔道指導者の養成及び外国派遣並びに外国人柔道指導者等の受入れ
- (10) 海外支部の設置運営
- (11) 柔道に関する図書雑誌等の編集発行
- (12) 柔道に関する文献資料の収集保存及び展示
- (13) 柔道の段位認定
- (14) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 本財団は、前条の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 物品販売事業
- (2) 貸室、駐車場賃貸等事業
- (3) 宿泊及び休憩施設の提供事業
- (4) 施設利用者へのサービス事業

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本財団の基本財産とする。

(財産の種別)

第7条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 基本財産として寄附された財産
  - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることが決議された財産
- 3 前項以外の財産は、運用財産とする。

(基本財産の維持並びに処分)

第8条 本財団の基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第9条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、講道館長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、講道館長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 講道館長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 本財団に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) 本財団又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
  - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者と本財団及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
    - (4) 当該候補者の兼職状況
  - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
  - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
  - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
    - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
  - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第16条 評議員に対して、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき講道館長が招集する。

- 2 評議員は、講道館長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第6章 役員

### (役員の設定)

第23条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を講道館長とする。
- 3 前項の講道館長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

### (役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 講道館長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 講道館長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 講道館長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉館長及び顧問)

第30条 本財団に、名誉館長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉館長及び顧問は、講道館長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 3 名誉館長及び顧問は、理事会の決議に基づき講道館長が委嘱する。
- 4 名誉館長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 講道館長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、講道館長が招集する。

- 2 講道館長が欠けたとき又は講道館長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した講道館長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第14条についても適用する。

(解散)

第37条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本財団が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事情により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の講道館長は上村春樹とする。

別表 基本財産(第6条関係)

財産種別	場所・物量等
土地	2,420.05㎡ 東京都文京区春日1-16-30 1,175.10㎡ 大阪府大阪市城東区永田4-15-11
建物	3,357.51㎡ 東京都文京区春日1-16-30 本館地上7階建 11,025.67㎡ 東京都文京区春日1-16-30 新館地上8階建 1,497.33㎡ 大阪府大阪市城東区永田4-15-11
投資有価証券	国債 額面5億円